

王子労基署からのお知らせ

(令和6年6月)



☑ **令和6年度労働保険年度更新期間は
6月3日(月)～7月10日(水)です。**

令和6年度の労働保険年度更新期間は6月3日(月)～7月10日(水)です。

王子署では、下記のとおり年度更新申告書受理相談コーナーを開設します。

日時：7月3日(水)～7月10日(水)
午前9時15分～午後4時15分
会場：王子労働基準監督署1階会議室

申告書受理相談コーナー開設前は、当署労災課にて申告書を受け付けします。

また、東京労働局への郵送や電子申請でも受け付けています。

詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

電子申請については、
労働保険の電子申請に関する
特設サイトをご覧ください

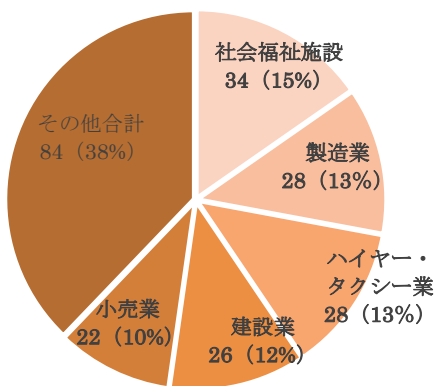


年度更新 お知らせ 検索

☑ **令和5年労働災害発生状況**

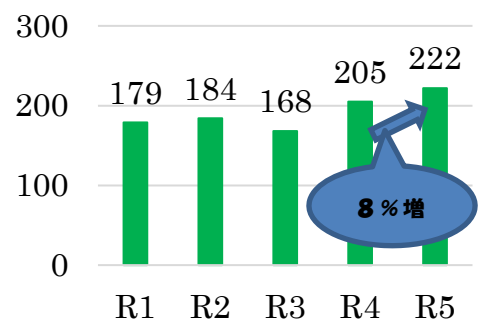
王子労働基準監督署管内の休業4日以上の労働災害は、近年やや増加傾向にあります。令和5年は222件発生し、前年に比べ8%増加しました(新型コロナウイルス感染症を除く)。

また、令和5年は死亡災害が1件発生しました。



業種別災害発生状況

休業4日以上の労働災害件数



業種別では、社会福祉施設が15%、製造業とハイヤー・タクシー業がそれぞれ13%、建設業が12%を占めています。

令和6年度の王子労働基準監督署では、死亡災害をはじめとする重篤災害の撲滅及び発生頻度の高い労働災害の減少を目指して取組を進めていきます。



「私の安全衛生宣言」を募集します！

～「私の安全衛生宣言コンクール Safe Work TOKYO 2024」～

東京労働局では、令和5年度から5か年を計画期間とする第14次労働災害防止計画を策定し、「Safe Work TOKYO」のロゴマークの下、「トップが発信！ みんなで宣言 一人一人が『安全・安心』」をキャッチフレーズとして、官民一体となった取組を推進しております。

この取組の一環で、働かれる方々がそれぞれの立場で考える労働災害防止の心構えを「安全衛生宣言」として広く募集し、国民一般における労働者の安全と健康の確保についての意識高揚を図ることを目的に、標記のコンクールを開催します。

応募資格は、「現在、都内の事業場で働いている労働者であること」です。働くあなたご自身の「安全衛生宣言」をご応募ください。



- 1 主催：東京労働局・公益社団法人東京労働基準協会連合会
- 2 募集期間：令和6年7月1日～令和6年10月7日
- 3 選考委員会：令和6年11月（予定）
- 4 優秀作品発表：令和6年11月～12月（予定）
- 5 表彰式：令和6年12月（予定）

詳しくは東京労働局ホームページをご覧ください。

私の安全衛生宣言

検索



賃金引上げをご検討ください

政府におきましては、成長と分配の好循環を実現するため、足下での賃金引上げに向けた環境整備とともに、賃金引上げが高いスキルの人材を惹きつけ、企業の生産性を向上させ、それが更なる賃金引上げを生むという「構造的な賃上げ」の実現を目指し、支援策の強化等の取組を進めています。

そのため厚生労働省では、中小企業・小規模事業者が賃金引上げを検討するに当たり参考となるよう、賃金引上げに向けた取組事例の紹介、地域・業種・職種ごとの平均的な賃金の検索機能、下請取引の改善等に関する支援も含む政府の各種支援策等を掲載したWebサイト「賃金引上げ特設ページ」を開設しています。ぜひご利用ください。

なお、賃金引上げに取り組む際には、非正規雇用労働者について同一労働同一賃金の観点踏まえた対応に併せて取り組みいただくようお願いいたします。

賃金引上げ特設ページはこちらから

同一労働同一賃金に関してはこちらから

賃金引上げ特設ページ

検索

同一労働同一賃金特集ページ

検索



令和6年11月1日に フリーランス・事業者間取引適正化等法が施行されます



近年、配送など多様な業種で、フリーランスという働き方が普及している一方、フリーランスは「個人」で業務を行う形態のため、「組織」として事業を行う企業等の発注事業者との間で交渉力などに格差が生じやすく、「報酬が支払われない」「ハラスメントを受けた」等のトラブルが増えています。フリーランスの方向が安心して働ける環境を整備するため、フリーランス・事業者間取引適正化等法が令和5年5月12日に公布されました。この法律は、

令和6年11月1日の施行を予定しています。

詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください→



【問合せ先】

東京労働局 雇用環境・均等部 指導課 働き方・休み方担当 03-6867-0211

問 合 先: 王子労働基準監督署

方面 03-6679-0183

安全衛生担当 03-6679-0186

労災課 03-6679-0226